伊方町の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（7年1月1日）	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 7,764	千円 10,320,333	千円 238,942	千円 1,746,187	% 16.9	% 14.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費			
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B
6年度	人 159	千円 518,953	千円 92,179	千円 207,353	千円 818,485

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,148	千円 5,865

（注）1　職員手当には退職手当を含まない。
2　職員数は、令和６年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
3　給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

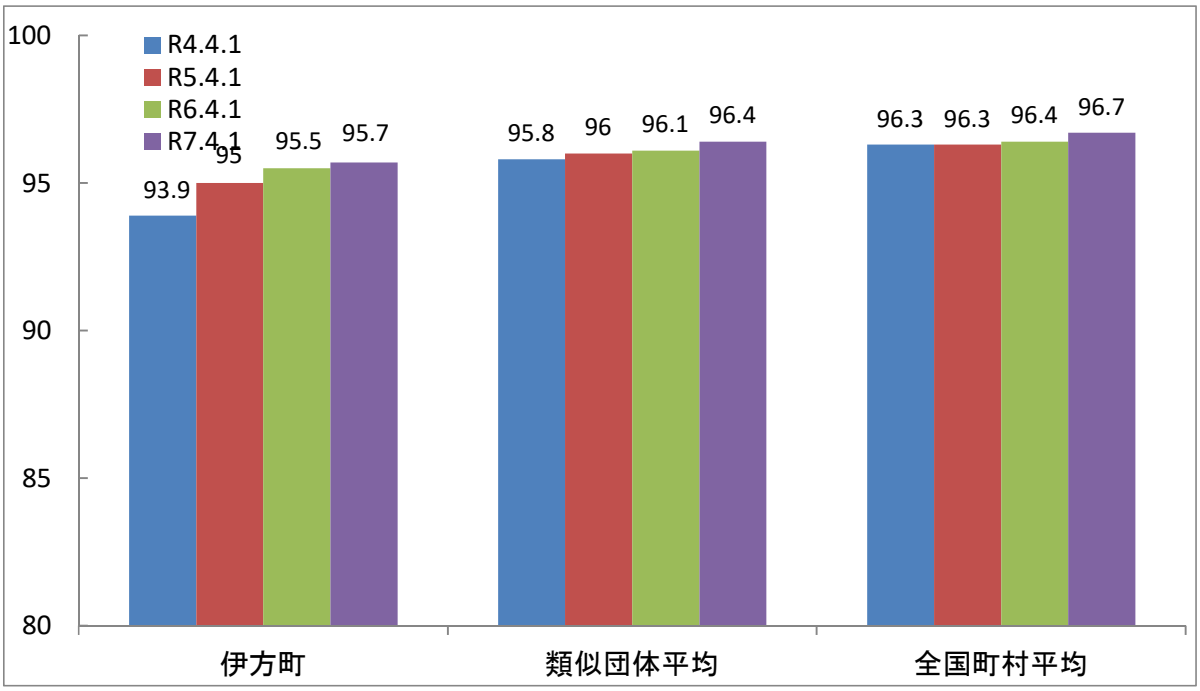

（注）1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和6年４月１日のラスパイレス指数が、３年前に比べ2ポイント以上上昇している理由

令和４年度より係長制度を導入し、課長補佐級を４級→５級へ引き上げを行ったことによるラスパイレス指数の上昇

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

平成27年4月1日、一般行政職員の給料表について、平均△2.38%(最高△4.36%)の見直しを行いました。
激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施しました。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを行いました。

②その他の見直し内容

・単身赴任手当

単身赴任手当の支給額について、平成27年度に国と同じ基準で見直しを行いました。
国と同様、平成30年3月31日まで段階的に実施しました。
【参考】基礎額:23,000円→30,000円 距離加算上限額:45,000円→70,000円

・管理職員特別勤務手当

管理職員特別勤務手当の支給対象業務に平日深夜業務を追加しました。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和７年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
伊方町	38.0　歳	293,800　円	343,964　円	317,615　円
愛媛県	42.0　歳	325,485　円	411,533　円	355,258　円
国	41.9　歳	332,237　円	―	414,480　円
類似団体	41.3　歳	309,914　円	360,723　円	341,455　円

②技能労務職

区　分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A/B
伊方町	－	0人	－	－	－	―	―	―	―
うち調理員	－	0人	－	－	－	調理士	―	―	―
うち用務員	－	0人	－	－	－	用務員	―	―	―
愛媛県	56.5歳	161人	336,989円	367,590円	344,691円	―	―	―	―
国	51.3歳	1,703人	294,567円	－	337,907円	―	―	―	―
類似団体	52.1歳	2人	292,798円	321,070円	309,188円	―	―	―	―

区　分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
伊方町	―	―	―
うち調理員	―	―	―
うち用務員	―	―	―

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4年～令和6年の３ヶ年平均）。
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
（注）１　「平均給料月額」とは、令和７年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和７年４月１日現在）

区　　分		伊方町	愛媛県	国
一般行政職	大 学 卒	224,338 円	226,953 円	220,000 円
	高 校 卒	192,447 円	195,667 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	148,453 円	193,655 円	― ―
	中 学 卒	― 円	― 円	― ―

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和７年４月１日現在）

区　　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	275,400円	353,100円	376,500円	399,200円
	高 校 卒	233,200円	303,100円	356,400円	395,300円

（注） 経験年数はそれぞれの対象者数が少ないので、10年は「10年以上～15年未満」、20年は「20年以上～25年未満」25年は「25年以上～30年未満」、30年は「30年以上～35年未満」の平均給料月額としている。ただし、該当者がいない場合は、直近の階層の平均給料月額としている。

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和７年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
６ 級	課長、支所長等	14人	10.4%	357,300円	418,100円
５ 級	課長補佐、保育所長等	21人	15.7%	323,200円	400,500円
４ 級	係長	9人	6.7%	300,500円	391,600円
３ 級	係長、主任	26人	19.4%	266,800円	356,800円
２ 級	主査	13人	9.7%	231,300円	310,300円
１ 級	主事、技師	51人	38.1%	184,600円	259,600円

（注） １　伊方町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　 ２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

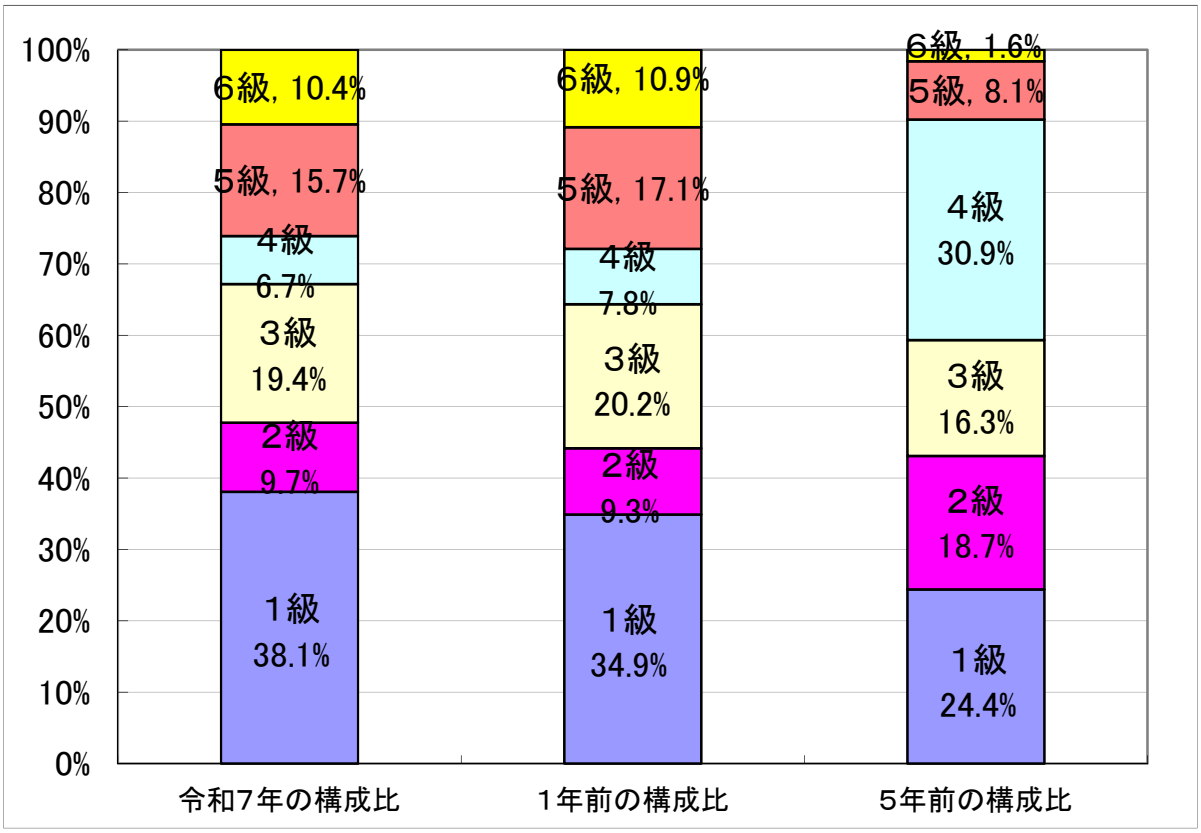

（注）　平成23年4月1日に５級制から６級制に変更している。（６級を追加）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））　（令和７年４月１日現在）

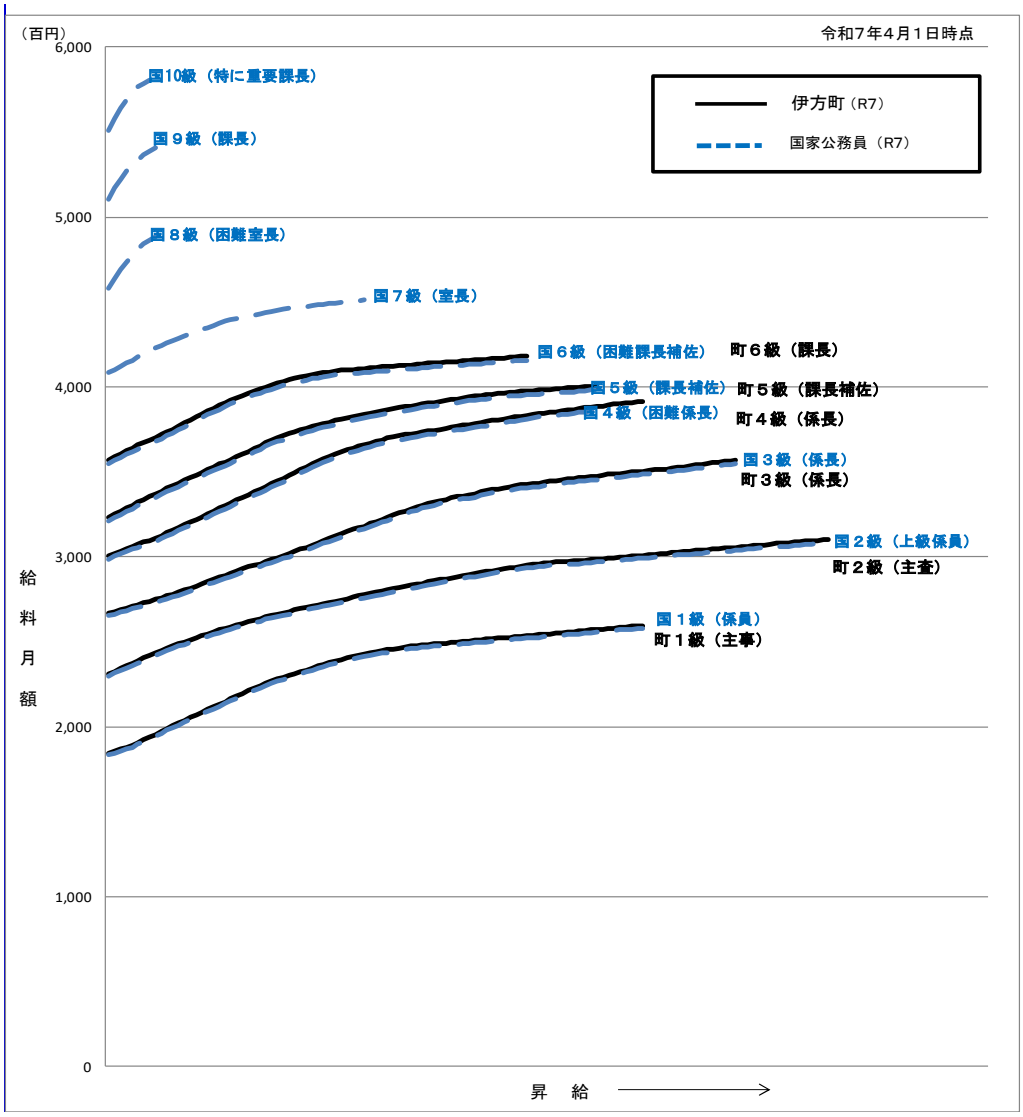

(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和7年4月2日から令和8年4月1日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ　人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

伊　方　町	愛　媛　県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,473 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,609 千円	―
(令和6年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.5 月分　2.1 月分 (1.400) 月分　(1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.5 月分　2.1 月分 (1.400) 月分　(1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.5 月分　2.1 月分 (1.400) 月分　(1.000) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注)　( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当（令和７年４月１日現在）

伊　方　町			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2～45%加算)		
1人当たり平均支給額	3,219 千円	21,032 千円			

(注) 退職手当の１人当たり平均支給額は、令和６年度に退職した一般行政職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（令和７年４月１日現在）

支給実績(令和6年度決算)	204 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	12,750 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	8.2 %

手当の種類(手当数)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
行旅死病人取扱業務に従事する職員の特殊勤務手当	保健福祉課・町民課職員	行旅死人の死体処理作業に従事	日額 5，000円
	保健福祉課職員	行旅病人の救護に従事	日額 1，000円
一般廃棄物の処理及び火葬業務等に従事する職員の特殊勤務手当	町民課職員	火葬の業務に従事	1件当たり 5，000円
	建設課職員	路上の動物の死骸処理作業に従事	1件当たり 1，000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	24,600 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	186 千円
支給実績(令和6年度決算)	35,430 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	268 千円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当（令和７年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・22歳までの子 10,000円 ・その他 6,500円 （満15歳に達する日後の最初の年度初から満22歳に達す日以降の最初年度末までの子1人につき5,000円加算）	同じ		18,389 千円	268,403 円
住居手当	【借家・借間】 ・家賃23,000円以下 家賃額－12,000円 ・家賃23,000円超55,000円未満 (家賃額-23,000円)×1/2＋11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円（支給限度額）	異なる	県と同じ	15,541 千円	248,505 円
通勤手当	【交通機関等利用者】 ・運賃相当額 上限:55,000円 【交通用具利用者】 ・距離に応じた定額 片道2㎞以上5㎞未満 2,500円 ～ 片道60以上 31,100円	異なる	県と同じ	13,720 千円	105,535 円
管理職手当	給料表別、職務の級別、区分別の定額	同じ		24,146 千円	503,050 円
宿日直手当	4,400円/1回 ほか	同じ		1,786 千円	15,950 円

注 支給単価のうち、特に記載のないものは月額の単価です。

５　特別職の報酬等の状況（令和７年４月１日現在）

区分		給料月額等		
			(参考)類似団体における最高／最低額	
給料	町長	800,000 円	843,000 円／	506,100 円
	副町長	638,000 円	700,000 円／	434,200 円
報酬	議長	272,000 円	340,000 円／	252,000 円
	副議長	225,000 円	280,000 円／	182,000 円
	議員	208,000 円	258,000 円／	165,000 円
期末手当	町長 副町長	（令和6年度支給割合） 3.45 月分		
	議長 副議長 議員	（令和6年度支給割合） 3.45 月分		
退職手当		（算定方式）	（1期の手当額）	（支給時期）
	町長	給料月額×46/100×在職月数	17,664,000	任期毎
	副町長	給料月額×27/100×在職月数	8,268,480	任期毎
	備考	（注） 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月） 勤めた場合における退職手当の見込額である。		

６　職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

部門	区分		職員数 令和6年	職員数 令和7年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	52	52	0	
		税務	5	5	0	
		労働	0	0	0	
		農水	10	10	0	
		商工	7	8	1	職員の異動による増
		土木	12	12	0	
		民生	38	40	2	職員の採用による増
		衛生	13	13	0	
		計	139	142	3	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 182.9 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 144.89 人)
	教育部門		20	22	2	職員の採用による増
	消防部門		0	0	0	
	小計		159	164	5	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 211.23 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 172.72 人)
公営企業等会計部門	病院		17	16	△1	職員の退職による減
	水道		5	6	1	職員の採用による増
	下水道		2	2	0	
	その他		13	14	1	職員の採用による増
	小計		37	38	1	
合計			196 [384]	202 [384]	6 [0]	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 260.18 人

（注） 1　職員数は一般職に属する職員数である。
　　 2　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和７年４月１日現在）

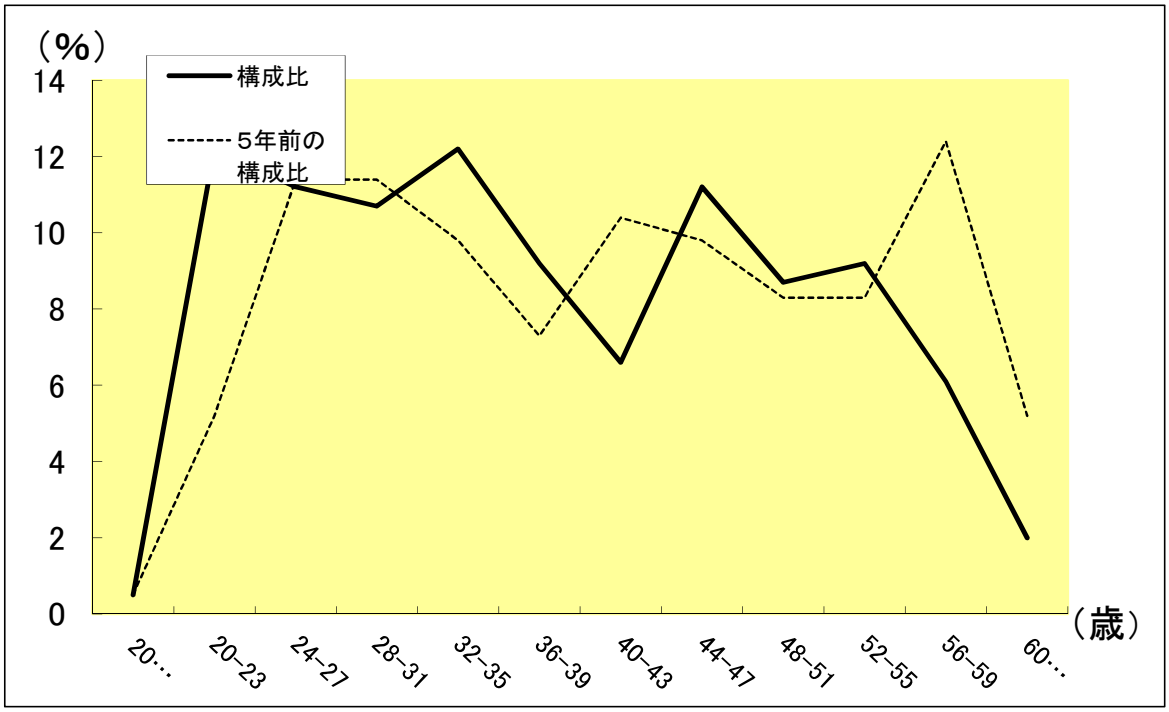

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 24	人 22	人 21	人 24	人 18	人 13	人 22	人 17	人 18	人 12	人 4	人 196

(3)職員数の推移

（単位：人・%）

部門別＼年度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	135	132	131	142	139	142	7　5.2%
教　育	21	21	20	21	20	22	1　4.8%
消　防	0	0	0	0	0	0	0
普通会計計	156	153	151	163	159	164	8　5.1%
公営企業等会計計	37	36	42	40	37	38	1　2.7%
総合計	193	189	193	203	196	202	9　4.7%

（注）１　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
　　２　合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。